

＜令和 7 年度個人住民税の主な変更点について＞

○ 令和7年度個人住民税の定額減税について

令和7年度個人住民税において、令和6年中の合計所得金額が1,000 万円を超えて、1,805 万円以下である方のうち、住民税所得割の納税義務者である方を対象に、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する者について 1 万円の特別控除（定額減税）を実施します。

※ 定額減税額は住民税所得割額を限度とします。（均等割・森林環境税のみ課税の場合は定額減税の対象になりません。）

※ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、納税義務者本人の合計所得金額が1,000 万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下である者をいいます。

・定額減税実施方法

住民税所得割額から定額減税額を控除します。定額減税額を控除した後の金額を、「給与からの特別徴収」、「普通徴収（納付書等により個人で納付する方法）」又は「年金からの特別徴収」により納めていただきます。

○ 住宅借入金等特別税額控除について

・子育て世帯等への借入限度額の上乗せ措置の延長

認定住宅等を新築等した19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯が令和6年中に居住の用を供した場合、借入限度額の上乗せ措置が、令和7年度個人住民税にも引き続き適用されます。

・床面積要件の緩和措置の延長

合計所得金額が1,000万円以下の方を対象に、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置の適用期限が、令和6年12月31日まで延長されます。

ただし、令和 6 年 1 月以降に建築確認を受けた新築住宅について、省エネ基準に適合しない住宅は住宅借入金等特別控除の適用対象外となります。